

総合資源エネルギー調査会総合部会 第16回電気料金審査専門委員会

日時 平成25年1月24日(木) 12:30~14:35

場所 経済産業省本館17階第1~3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、定刻になりましたので、第16回総合資源エネルギー調査会総合部会電気料金審査専門委員会を開催させていただきます。

本日はご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、今回も説明者として、関西電力から岩根副社長、九州電力から坂口常務にご出席いただいております。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願い申し上げます。

2. 費用の配賦・レートメイク

○安念委員長

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日はミッションが2つございまして、第1は、前回は議題に入れておりましたが、議論ができませんでした費用の配賦とレートメイク、これについてのご説明及びディスカッションです。2つ目は、過去の委員会における指摘事項への回答ということでございます。過去の指摘事項でございますが、時間の関係がございますので、本日取り扱う質問項目は、これまで議論してまいりました順番に従い、前提計画、燃料費、購入・販売電力料、原子力バックエンド費用の4項目とさせていただきます。残った分については、また次回以降にご回答、ご説明をいただくということにいたしたいと存じます。

それでは、早速1つ目の議題でございます費用の配賦・レートメイクについてのご説明をまず事務局よりいただきたいと存じます。

○片岡電力市場整備課長

資料3をごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきますと、まず電気料金のつくり方の概要が書いてございますけれども、まず最初に前提計画として、例えば供給の量とか、費用とか、あるいは人員数とか、そういう前提計画をつくります。それに基づきまして、真ん中に総原価とありますけれども、各営業費目を

積み上げていく。これは、いわゆる総原価と言われるもので、51項目ございます。その費用項目は、それぞれ全体として見積もっておりますものですから、それを規制部門である家庭用の料金と自由化部門の料金と託送料金の3つに配分しなければならない。その配分の仕方がこの費用配賦、レートメイクというところで、右側半分に囲われている部分でございます。

もう少し詳しく説明しますと、2ページでございますけれども、これまでこの委員会におきましては原価の議論をやっていただきました。2ページの下の方に絵がありますけれども、総原価（51項目の営業費+事業報酬）というのが、これまで議論してきたものであります。

それら費用、例えば人件費、あるいは燃料費とか、それはさまざまですけれども、それを「発生原因により整理」と書いていますが、例えば水力発電費とか火力発電費とか原子力発電費とか、そういう、例えば火力発電所の費用であれば、そのまま直接火力発電費にいくという形で、この9分野、9部門に整理します。ところが、例えば、典型的には社長の給料とか、一般管理費と言われる、どこにも配分できないものについては、一番下の緑のところ整理されているわけでありまして、この一般管理費をいかにさらに細かく正確にそれぞれの費用に配分していくかというところで、下の緑のところから矢印が出ていますけれども……。〔色はついていない〕の声あり〕色はないのですか。私だけカラーで、すみません。コスト削減の関係から、申しわけありません。〔笑〕一番下のところから矢印が出ていますけれども、8部門に整理いたします。

この整理の仕方が、上のほうの四角にあります、ABC会計手法というものでありまして、ちょっと一枚めくっていただきますと、参考で※1とありますけれども、Activity Based Costing、活動基準原価計算という手法であります。要は、直課、帰属、配賦とありますけれども、特定できる費用はなるべく特定して、部門に整理する。できないものにつきましては、一定の基準を用いて配分していくといった手法であります。これは、直課の比率が高ければ高いほど正確に配分されているということがわかってくるということでありまして。

続きまして、2ページに戻りますけれども、その8部門に整理した費用を大きく分けると、網のかかっていないといいますか、ちょっと白っぽい部分、これは送電等非関連と言葉は難しいですが、要は発電等のコストと、それ以外のいわゆる送電等のコスト、ちょっと色がついているところですが、その2つに分けていきます。これは、なぜそんなことをするかと申し上げますと、自由化以降、託送料金という形で、新電力も送電線を使いますものから、その費用を正確に反映するために、送電と非送電という形にきちんと分けていくという手法であります。

「アンシラリー」という言葉が書いてあります。ちょっと耳なれない言葉ですが、アンシラリーというのは、新電力が送電線を活用する際に足りなかった電気の分を電力会社から買ったりする形になるのですけれども、その部分の託送に伴う発電部分ということでありまして。その他送電

部分は丸々そのまま、それから変電につきましても、そのまま全く全体という形で、送電関連の費用に入ってくるということでもあります。

次に、真ん中からちょっと右になりますけれども、その費用も、その中では可変費と固定費に分かれます。当然、設備費関係につきましても、一たんつくればコストがかかってくるということで固定費でありますし、例えば非関連で発電の関係の、典型的には例えば燃料費、これは需要に応じてかかってくるところで、可変費になります。

次に、特に固定費を、その右側の低圧需要と特高・高圧需要、つまり規制部門と自由化部門に割り振っていくわけです。その割り振りの仕方は、当然可変費になりますと、それは使った量がかかってくるのでシンプルなのですが、特に固定費をどう配分するかということが問題となっ
てまいります。

したがって、その上にありますけれども、固定費の整理の仕方としまして、2：1：1法とか2：1法という手法を用いております。これもいずれも省令に定められておまして、3ページにその概要が書いてございます。2：1：1法、2：1法とありますけれども、典型的にいますと、固定費を発生させた、ある意味、原因といいますか、固定費、設備をつくるために必要となった需要に応じてその費用を配分するというので、電力の特性上、最大電力が発生する際に設備をつくらなければならないということで、各需要種別、これは自由化部門、規制部門ですけれども、それぞれの需要種別がいつのタイミングでどれだけの最大電力を発生しているかという、その最大電力のところ「2」のウェイトということで、非常に大きなウェイトをかけている。それ以外に、例えば電力量についても「1」のウェイトということで、要は最大電力のときにだれがどう使っているかということで固定費を配分するルールが定められております。それによりまして、2ページにまた戻ってきますけれども、低圧需要の費用と特高・高圧需要の費用のそれぞれが出たということでもあります。

低圧需要につきましても、その上のほうの発電に係る費用と、真ん中より下のほうにありますところの低圧需要がまた出てきますけれども、送電に係る費用と配電に係る費用を足し合わせて、最後、小売の料金ができてくる。その際には小売のそれら費用が料金収入と一致するように定めなければならないということになってございます。最終的には、それが正しかったかどうかは、事後的に部門別収支で確認していくということになってございます。

4ページ以降で、これは具体的にはまた各社からご説明がありますけれども、最大電力の推計の方法が書いてございます。

その結果としまして、5ページになりますけれども、どのように原価が配分されたかということでもあります。当然、自由化部門と規制部門でそれぞれ使う設備も違うということで、最終的に

は仕上りの単価が変わってまいります。下の平成 24 年関西電力料金認可申請というところに四角い枠がありますけれども、この総原価の横に書いてあります括弧内の数字は、単価だと思っていただければいいと思います。規制料金、つまり家庭を中心とした規制料金は、キロワットアワー当たり 22.93 円コストがかかる。他方で自由化部門は 15.91 円かかっているということで、規制部門が高くなっております。その高い要因が右側の破線で囲んであるところを書いてございます。一つには、当然自由化部門は高圧までしか送電線を使いませんので、いわゆる町中にあります電柱といいますか、そういう低圧の費用がかかってこないというところの差異がございまして、先ほどのピークが立つ時間帯で、そのピークの傾きといいますか、平時に比したピークの高さによる違い。さらには、需要家費といいますか、検針とかメーターの取りかえの費用。これは、当然数が多ければ費用がかかってくるということで、こうした要因によりまして規制料金のほうが自由料金よりも単価としては高くなっているということでもあります。

6 ページは、その送電と発電関係で費用を分けていますけれども、ちょっと見方を変えまして、固定費と可変費、需要家費で再度計算したものであります。最終的な単価は、右側のほうに 22.93 円、15.91 円、先ほどと同じになってございます。

7 ページでは利益の問題であります。東京電力の審査の過程でも、自由化部門が規制部門に比べまして利益率が低い、規制部門は利益率が高いということが論拠となりました。これは、真ん中のところは実績とありまして、上のほうの 2 つは原価とありますけれども、原価上は利益というのはそういう形で出てこないものですので、代替的にいわゆる事業報酬の中から利払いとか配当をしていくわけですが、これが利益と近いものと仮定しまして、平成 20 年の原価のときに規制部門と自由化部門でどのように事業報酬が配分されたか、それから今回の申請で事業報酬はどのように配分されているかということが、上と下に書いてございます。総原価に占める割合として計算しておりますけれども、これは上のほうの平成 20 年であれば、関電では 6.3 対 5.4、今回、原価では 5.6 対 4.7 ということで、いずれもこれは大体、規制で 54%、自由で残りの 46% ということで、54 対 46 という比率になってございます。

他方で実績でありますけれども、これは、原価をつくった後に、例えば原子力の稼働率によって火力燃料費がかさんだとか、その他効率化するとか、いろいろな要因があるかと思っておりますけれども、実績としての事業利益率はそれぞれ毎年異なっているということで、特に赤字のときなどは、マイナスの幅が自由化部門のほうが大きい。それ以外は、関西は大体同じ、九州の場合は規制のほうが多少大きいということです。

言いたいことは、こうやって料金の改定を行うたびに、そういう意味では、事業報酬といいますか、配分の割合は、こういう設備に応じた 54 対 46 といった形で、適正化といいますか、リセ

ットされていく。ただ、その後の実績につきましては、いろいろな原価の変動で利益率が変わり得るということを言っております。それが今回 5.6 対 4.7 とありますが、事業報酬がどのように配分されていたのかというのを 8 ページ以降で書いてございます。でも、これはちょっと色がないとほとんどわからないかもしれませんが、左上のほうの「一般管理費等」という四角の中に小さい字で 1,360 とあります。これは事業報酬の額でありまして、これがどのように配分されていたのかということを書いてございます。最終的には、一番右側ですけれども、規制部門で 686 億円、自由化部門で 674 億円という形に配分されたと。それをさっきの原価の比率で割り戻しますと、5.6 対 4.7 になっているということでございます。

9 ページは九州電力でございます。

そのようにして配分されました規制部門向けの費用、自由化部門向けの費用をどのように料金メニューに落とし込んでいくかというのがレートメイクでありまして、10 ページに書いてございます。これにつきましては、省令の 19 条 1 項で、費用の合計額と需要の料金収入が一致するように設定されなければならないとなっております。これは供給約款であります。

それに加えて、その下にありますけれども、これは法律上定められておりますが、効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、省エネメニュー等の選択約款を定めることができるとなっております。

その上で、料金メニューの具体的なつくり方につきましては、四角の 2. の真ん中あたりに書いてありますけれども、「販売電力量にかかわらず支払いを受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払いを受けるべき料金」、要は基本料金と従量料金の組み合わせで設定することが原則と定められております。それに加えて、さまざまなメニューがありますけれども、電気の使用期間とか形態とか規模といったものを勘案してメニューをつくることになっているわけでございます。

11 ページは、その料金メニューの中で、これはまた各社から説明があると思っておりますけれども、基本料金は 3 段階料金制がとられておりまして、使えば使うほど単価が上がっていくという形になってございます。これは、昭和 49 年ですけれども、オイルショックのときに、省エネの観点と、他方でナショナルミニマムと申しますか、少ししか使わない部分についてはなるべく値上げ幅を抑えると、その両方の観点からこういう形で格差をつけていったということでもあります。

それから 12 ページは、今回、約款の規定の見直しの中で、これまでもご説明がありましたけれども、例えば延滞利息制度の導入とか、さまざまな約款の改定が行われておりますので、それを紹介してございます。

13 ページは、同じく選択約款でございます。これも既にご説明がありましたけれども、選択約

款のうちの夜間蓄熱機器等の保有要件の廃止とか、5時間通電割引の廃止といったものを載せております。

14 ページ以降は、各社の供給約款メニューですので、飛ばさせていただきます。

18 ページでございますけれども、これも料金制度の一環であります、燃料費調整制度についてご説明しております。燃料費調整制度は、ご承知のとおり、料金改定の際に想定した燃料価格は全日本の統計上、毎月変わっていくわけですが、変わった分に応じまして自動的に毎月電気料金を変動する、その燃料価格の変動部分のみ調整するという制度であります。輸入価格になってございますので、当然原油価格そのものの価格と為替レートも合わせた形で変わっていくということになります。

ただし、この改定につきましては、右上のほうに絵がありますけれども、今回料金改定の際に燃料費あるいは為替レートを設定してはございますけれども、単価が変わったものについては燃料費調整制度で回収可能ですけれども、数量が変わった部分については回収できないということで、今回の値上げの原因になっているのは、右側の燃料の量がふえていることによるものだとということになります。

19 ページは、その具体的な算定の仕方を関西について説明しております。時間の関係で飛ばします。

21 ページ以降、そのようにしてつくられた電気料金でありますけれども、つくったらそれで終わりというわけではございませんで、その後、事後チェックを行っていくことになってまいります。これもまた用語がわかりづらくてよろしくないのですが、下のほうに表がありますが、一般需要部門と特定規模需要部門とございます。これは、一般需要部門というのは規制部門でございます、特定規模需要というのが、これは法律用語ですけれども、自由化部門であります。このように収益をそれぞれで出してみようということを、部分自由化後、毎年やっております。

従来は、特定規模部門が赤の場合、つまり自由化部門が赤であれば、これは内部補填しているのではないかというおそれが推定されるので、その場合には公表するということになってまいりました。21 ページの下のほうに、公表した実績がございます。これは、去年の有識者会議の報告を受けまして、毎年、赤でも黒でも公表する。それによりまして、これまでは赤のときしかわからなかったのですが、これからは毎年それぞれの利益の比率がわかってくるようにしたわけでございます。

さらにそれを受けまして、それをさらに発展させた形で、22 ページに、その結果として見た上で、何らかの非常に著しい差異が自由化部門と規制部門の利益で生じているといった場合には、料金をつくり直していただくということが必要ではないかという問題意識のもとに、料金認可申

請命令の発動の要否を検討すべきということを有識者会議でも言っていました。

その後、消費者委員会でも、さらにそれを客観的な基準にすべきだというご意見をいただいています。23 ページにそうした客観基準の案を書いています。これは、今回の関西・九州電力さんの申請における第1回の検討会で、第2回か、ちょっと忘れちゃいましたが、ご説明したとおりでありまして、累積した利益率が一定基準を超えますと、自動的に、料金をつくり直してくださいということを命令するといった制度を設けるということでございます。

25 ページ以降は、有識者会議の報告書です。これは飛ばさせていただきます。

ちょっと飛んでいただきまして、論点でございますけれども、29 ページでございます。先ほどの費用の配賦でありますけれども、その配賦が、まず一次的には、当然算定規則にのっとり適切に行われているかということを確認してまいる必要があると思います。その上で、先ほどの直課、配賦、帰属の比率、直課が多いほど確からしいということですが、その比率が確かかどうか。それから、需要種別の需要の推計。これはここでもいろいろ議論になってはいますが、需要の推計、最大電力の推計といったものが適切になされているかということもチェックのポイントだと思います。その結果としまして、事業報酬を含めて費用が適切に配分されているかということでございます。

レートマークにつきましては、そうしてでき上がりました費用と収入が一致するようにつくられますけれども、基本料金と従量料金の設定のあり方、あるいは3段階料金の先ほどの格差のつけ方とか、さらには選択約款の設定が供給約款に悪影響を及ぼしていないかどうか、そうしたものについて確認するというところであります。

それから、(ウ)につきましては、先ほどの機器要件をなくすとか、そうしたことが行われていることについてどのように考えるのか。

それから、今回廃止を予定されている選択約款、下にありますけれども、その廃止の理由とか、需要への影響が適切に配慮されているか。

それから、約款の見直しについて、延滞利息制度の見直しが行われているか、こうしたことを論点の例として挙げさせていただいております。

以下は、東京電力で確認いただいた際の算定方針査定用資料のところでありまして、詳細な説明は省かせていただきます。

以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、例によりまして、まず関西電力よりご説明をいただきたいと存じます。岩根副社長

から、10分程度でお願いできますでしょうか。すみません。

○岩根取締役副社長

それでは、資料4でございます。

費用の配賦・レートメイクにつきまして、5ページをあけていただけますか。これは総括表でございまして、先ほどご説明のあったとおり、個別原価計算とは、会社全体の総原価を、その機能や性質に応じて、規制分野と自由化分野に配賦するプロセスでございまして、経済産業省令である一般電気事業供給約款料金算定規則に計算ルールが詳細に規定されております。左上に26,915と書いてございますが、これが関西電力の総原価2兆6,915億円でございまして、これを順次右のほうに配賦いたしまして、一番右側に特別高圧・高圧・低圧に係る原価に配賦しているという算定のフローでございます。

計算ルールに従いまして算定した結果を数字で追えるように、ホームページでも数字を記載しておりますが、具体的には、6ページから10ページでその計算フロー図を詳細に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

具体的な内容につきまして、11ページ以降でご説明させていただきます。

11ページから12ページ、まず9部門の整理についてでございます。9部門の整理とは、総原価を発生の主な原因を勘案いたしまして水力発電費から一般管理費までの9部門に整理するプロセスでございまして、電気事業会計規則に基づく会計整理の考え方に準拠して、このように配賦いたしております。

続きまして、13ページ、14ページ、一般管理費等の配分についてでございます。左の一番下の網掛けの一般管理費等でございますが、9部門整理で一般管理費等に整理された額を、一般管理費等以外の水力発電費から販売費までの8部門に配分しております。具体的には、原価等項目のうち、発生の主な原因に応じて配分が可能な額については8部門に直接整理し、それ以外は客観的・合理的な基準により配分しております。

この基準は料金算定規則に定められておりますが、15ページ、16ページに記載のとおり、編みかけをしている部分ですけれども、一部、事業者の実情に応じた基準を設定しております。例えば15ページ下段の中段、賃借料のうち、業務用建物等賃借料につきましては、より適切な算定となるよう、料金算定規則にかえまして各部門業務用の賃借建物床面積比で配分するといった事業者設定基準を設定いたしております。

17ページは、送電・高圧配電関連費と送電・高圧配電非関連費への配分についてでございます。8部門に整理した原価を送電・高圧配電関連費と非関連費に整理するため、アンシラリーサービス費の算定など、原価をさらに機能別に配分しております。

具体的な内容につきまして、18 ページから 22 ページでご説明させていただきます。

18 ページ、アンシラリーサービス費の算定についてでございます。アンシラリーサービス費は、周波数制御機能を有する水力及び火力発電所における周波数変動是正のために増加する発電出力の割合に基づいて算定いたしております。

19 ページ、変電費の配分についてでございます。変電費は、いずれの需要にも応じて使用される変電設備に係る費用である受電用変電サービス費と、高圧及び低圧の需要に応じて使用される変電設備に係る費用である配電用変電サービス費に配分しております。

20 ページ、配電比の配分についてでございます。引込線や計器等に係る費用を需要家費として抽出した上で、残りの原価を配電設備に係る建設費の比率により、高圧配電費と低圧配電費に配分しております。

21 ページ、販売費の配分についてでございます。販売費は、一部、事業者の実情に応じた基準を設定しつつ、給電設備に係る費用を給電費に、検針・調定・集金に係る費用を需要家費に、それ以外の費用を一般販売費に配分しております。

22 ページ、そのうちの給電費についてでございます。給電費は、自らの需給に対する給電に係る費用である非ネットワーク給電費と、それ以外のネットワーク給電費に配分しております。

23 ページ、24 ページで、固定費・可変費への配分について記載しております。前ページまでで整理されました送電・高圧配電関連費と非関連費を、販売電力量にかかわらず必要な固定費と、販売電力量によって変動する可変費に配分しております。

25 ページから 31 ページにかけて、各需要種別への原価配分・保留原価の整理について記載しております。前ページまでに整理された固定費と可変費につきまして、料金算定規則に基づき、2：1：1法と呼ばれる手法などにより、電圧別に配分しております。その考え方や配分比率、算定諸元につきましては、28 ページから 30 ページに記載しておりますので、ご確認ください。先ほど片岡課長がご説明されたようなことを書いてございます。

なお、需要家費は、料金算定規則に従い契約口数比で配分しておりますが、27 ページに記載のとおり、引込線や計器等に係る費用につきましては、事業者の実情に応じた基準を設定して整理しております。

続きまして、保留原価の整理につきまして 31 ページで記載しております。保留原価につきましては、料金算定規則に従いまして、固定費・可変費・需要家費に整理した上で電圧別に整理しております。

32 ページから 34 ページに、今回申請原価の具体的配分結果について記載しております。

以上ご説明いたしました方法に従い算定いたしました規制分野・自由化分野への原価の配分結

果を 32 ページにお示ししております。

33 ページには、参考として、料金算定規則の計算ルールに準じて算定した費目別の規制分野と自由化分野への配分についてお示ししております。規制分野と自由化分野の原価の割合は、真ん中のほうに書いてございますが、各費目合計で 46 対 54 となっております。

なお、34 ページに、電気をお届けするまでの流れと費用の発生源として、費用の発生源ごとに規制分野及び自由化分野の原価・単価を記載しておりますので、ご確認ください。

個別原価計算に関する説明は以上でございます。

36 ページからレートマークについてご説明いたします。36 ページでございますが、規制分野の電気料金は、標準的な電気の使用を前提とした供給約款に加え、設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資する電気の使用を前提としたさまざまな選択約款をご用意しております。

37 ページでございます。レートマークの基本的な考え方についてでございます。契約種別ごとの料金単価は、定額料金制や基本料金制、従量電灯の 3 段階料金制、季節別や夜間時間帯料金といった要素を踏まえ、料金算定規則に基づき、規制分野に配分された原価と規制分野合計の料金収入が一致するように設定しております。以降、それぞれの要素についてご説明いたします。

38 ページ、基本料金と電力量料金の基本的考え方についてでございます。固定費及び需要家費は、使用電力量にかかわらず発生する費用であり、基本料金でご負担いただくことが原則と考えられますが、使用電力量の少ないお客様の負担感等を考慮し、電力量料金においてもご負担いただいております。今回の電気料金値上げ申請が、主として燃料費を初めとする可変費の増加を理由としていることから、電力量料金の値上げを申請いたしております。

39 ページ、3 段階料金制についてでございます。3 段階料金は、生活必需的な電気の使用への影響を軽減するために、第 1 段階料金の値上げ幅を抑制するとともに、省エネルギー推進という観点から、第 2 段階と第 3 段階の料金格差を従来に比べ拡大しております。

40 ページ、第 1 段階適用電力量の設定根拠についてでございます。第 1 段階及び第 2 段階の区分値は、電気事業分科会の報告を踏まえ、従来と同様 120kWh で設定しております。

41 ページ、第 2 段階・第 3 段階区分値の設定根拠についてでございます。第 2 段階及び第 3 段階の区分値は、平均を超える使用量については、相対的に高い料金を適用することが適当であるとの電気事業分科会における報告を踏まえ、従量電灯 A の平均の使用量である 300kWh で設定しております。

42 ページ、夜間時間帯の料金単価の設定方法についてでございます。夜間時間帯の料金単価は、夜間時間帯における発電電力量比率と夜間時間帯の供給に係る費用を勘案して設定しております。

43 ページ、主な契約種別の料金単価についてでございます。今までご説明しました考え方に基

づき設定した主な契約種別の料金単価を記載しておりますので、ご確認ください。

44 ページ、規制分野の原価と想定料金収入の関係についてでございます。43 ページまでにご説明した契約種別ごとの料金収入の合計が規制分野に配分された原価と一致するよう、料金を設定しております。

45 ページから 47 ページで、料金収入の想定について記載しております。45 ページから、主な契約種別の料金収入の想定方法をお示ししております。契約種別ごとに、料金単価と原価算定期間における想定需要から、料金収入を算定しております。

48 ページまで飛んでいただきまして、需要想定と需要実績についてでございます。前回の平成 20 年料金改定における前提需要を当該料金改定の原価算定期間である平成 20 年の実績と比較した場合、ほぼ想定どおりの結果となっております。

49 ページ以降で、今回の改定に伴う供給条件の変更についてご説明いたします。まず延滞利息制度の導入についてでございます。今回の料金改定に合わせて、現行の早遅収料金制度を廃止し、延滞料金制度を導入することといたしました。これまでは、お客様が期限日までにお支払いいただく場合は早収料金を、期限日を超過してお支払いいただく場合は早収料金に一律 3% を加算した遅収料金をいただいております。今回、期限日を超過してお支払いいただく場合には、お支払いしたまでの経過日数に応じて 1 日当たりで約 0.03% の率で算定した利息をいただく延滞利息制度を導入いたします。

50 ページ、はぴe タイム加入条件の見直しについてでございます。お客様の選択肢拡大につながる取り組みとして、選択約款のはぴe タイムの取り扱いを変更いたします。具体的には、これまで夜間蓄熱式機器等の保有をご加入条件の一つとしておりましたが、より多くのお客様がはぴe タイムをお選びいただけるよう、その条件を廃止いたします。また、オール電化をご採用いただいた場合に料金を割引するはぴe プランについては、平成 27 年 4 月以降、新規のご加入を停止いたします。なお、周知期間を設ける観点から、平成 27 年 3 月 31 日まではご加入いただけるようにしております。

51 ページでございます。はぴe タイム加入条件の見直しに伴う契約変更の影響についてでございます。加入条件の見直しにより、はぴe タイムへの契約変更が見込まれるため、当該影響を織り込んで収入を想定しております。具体的には、年間 10% 以上メリットがあれば、原価算定期間内に順次ご契約が変更されるものと想定しております。

52 ページから 54 ページで、お客様へのご説明についてご説明しております。このたびの電気料金の値上げに関するお客様へのご説明は、ホームページ上でのタイムリーな情報提供等、必要な情報開示と、わかりやすいご説明に努めております。また、インターネットを活用したご使用

量の見える化サービスを積極的にご紹介するとともに、ご契約メニューの変更によるメリット額を簡単に試算いただけるサイトを当社ホームページに設定しております。加えまして、各種団体様へのご訪問によるご説明や、専用ダイヤルの設置によるお問い合わせへの丁寧な対応を実施しております。

56 ページから 69 ページで、主な料金制の種類及び料金メニューの概要について、参考までに記載しておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、九州電力からお願いいたします。

○九州電力株式会社説明補助者

それでは、資料5によりまして、九州電力から、費用の配賦・レートメイクについてご説明いたします。

2 ページ目は、個別原価計算の全体の流れをまとめたものです。3 ページから 7 ページに、規則に基づき算定した当社の個別原価計算結果を示しております。3 ページの上の 1. 原価等の算定をごらんください。当社の総原価は3年平均で1兆4,993億円、このうち保留原価は1,653億円でございます。保留原価を除く1兆3,340億円を9部門へ整理し、さらに電源線の費用をネットワーク部門から電源部門へ振りかえております。また、一般管理費を3で残りの8部門へ配分し、結果が4の第一次整理原価でございます。

4 ページ、第一次整理原価をネットワークに関連する費用の送電・高圧・配電関連費とそれ以外の送電・高圧配電非関連費としてそれぞれ整理し、さらにこれらを固定費・可変費・需要家費に配分しております。

5 ページでございます。4 ページで整理したそれぞれの固定費・可変費・需要家費を10と11の需要配分比により需要種別ごとに配分しています。

6 ページは、これまで未配分の保留原価を各需要種別別に、また固定費・可変費・需要家費別に配分しております。

14、保留原価の配分の表の合計欄の一番右上の金額が、総原価の1兆4,993億円となっております。

以上の算定結果を集約した表が7ページでございます。表の一番右上、規制部門の合計単価21円59銭が、今回の申請における規制部門の平均単価でございます。

8 ページから 23 ページにかけては、補足説明でございまして、先ほどの説明と重複いたす

部分も多々ございますので、説明は割愛いたします。

飛びまして、24 ページは、今回申請原価の規制部門と自由化部門の配分結果をまとめております。当社の原価全体に占める規制部門の割合は51%となっております。

25 ページは、電気をお届けするまでの費用の発生源を図示したものでございます。

以上、費用の配賦についてご説明いたしました。

次に、レートメイクについて、ポイントを絞ってご説明いたします。

27 ページから 30 ページまでは、料金制度の考え方についてご説明しています。29 ページに記載のとおり、当社をご家庭向けの主な契約である従量電灯Bについて、ご契約アンペアに応じた基本料金制を採用しております。

31 ページには基本料金と電力量料金の考え方を記載しております。今回の申請については、基本料金は据え置き、電力量料金の値上げといたしました。

32 ページをごらんください。ここでは、3段階料金格差について説明しております。今回の申請では、第2段料金を規制部門の平均と同程度の値上げ幅、第1段料金については第2段料金よりも値上げ幅を1円30銭抑制、第3段料金については第2段料金との格差を1円40銭拡大しております。

33 ページから 34 ページは、電灯電力量の3段階区分値について説明しております。第1段と第2段の区分値は120kWh、第2段と第3段の区分値は300kWhで、現行と同じでございます。

35 ページをごらんください。夜間時間帯の料金については、燃料費が割安な原子力発電の比率が多い夜間帯の供給原価をもとに算定しております。

1 ページ飛ばしまして 37 ページから 39 ページで、主な契約種別ごとに料金収入の計算方法をお示ししています。

40 ページに記載のとおり、料金収入の合計は、規制部門原価の7,561億円と一致しております。

41 ページに、新たな料金メニューの設定、42 ページに、現行季特別電灯の加入要件の見直しについて記載しております。

次の43 ページは、これに伴うお客様のご契約変更の想定を記載しております。

なお、44 ページは、参考として、前回の平成20年料金改定時における需要想定と、その後の需要実績の推移を掲載しております。

45 ページをごらんください。5時間通電型電気温水器の販売停止等に伴い、平成26年3月31日をもって5時間供給に関する料金メニューの新規加入を停止いたします。

46 ページをごらんください。これまで規制部門において採用していた早遅収料金制度を廃止し、延滞利息制度を導入することといたします。なお、実施時期については、料金計算システムの改

修等の準備期間を踏まえ、平成26年10月としております。

続きまして、47ページから50ページには今回の値上げに関するお客様へのご説明について記載しております。ご説明に当たっては、わかりやすい情報提供、丁寧な対応を心がけ、またホームページ等でメニューごとの試算結果を比較できるシミュレーションシステムを準備いたします。また、いただいたご意見については、適切に業務に反映してまいります。

51ページ以降は、参考資料として、料金メニューの一覧をお示ししております。

私からのご説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。両社、非常に比較しやすい資料を、結果的にかわかりませんが、つくっていただいて、大変有益であると思います。

それでは、ただいまの関西電力及び九州電力からのご説明に関しまして、ご質問、ご発言のある方、どうぞ挙手をするなり、名札を立てていただくなりしてください。事務局のご説明に対するご発言でも結構でございます。どうぞ、どなたからでも結構です。辰巳委員からどうぞ。

○辰巳委員

ありがとうございます。ちょっと思いついたことだけで、まず話させていただきます。すみません、きちんと整理していません。

規制部門の料金設定で、3段階料金の格差の件なのですが、当然こういう形はとるべきですが、今回このように決めますということで、決まった数値が示されているのですが、これをもし変更したら、例えば第3段の料金のところはもう少し比率を高くするとか、そしてその部分を1段目で減らすとか、そういう計算をし直しても、同じ形になるのでしょうか。分で計算がわからなくて、トータルでどのように変わるのか知りたいなと思ったもので。電力会社さんが受領しなければいけない金額がトータルでありますね。その金額をこの料金設定で求めておられるのですが、もしこの比率を変えた場合どのようになるのかというのが知りたいなと思います。変えても同じことになるのですか。すみません、自分で計算できなくて。

○安念委員長

比率というのは、

○辰巳委員

比率というか、すみません。比というか、差を、単価の差を大きくするような。

○安念委員長

例えばの話、5円、7円、10円となっているのを、4円、8円、11円とか、仮にそうした場合ということですね。

○辰巳委員

はい、そうした場合に。

○安念委員長

その場合でも、とにかく総料金収入と総原価とは一致しなければならないというのが算定規則19条のルールですから、でき上がりでは、右と左とが一致しなければならないんだけど。

○辰巳委員

実際、そのようになるのですか。

○安念委員長

いろいろな段階の料金のつけ方というもののシミュレーションはやっていらっしゃると理解すればよろしいんですか。何かもしコメントがおありになれば。

○関西電力株式会社説明補助者

今、委員長のほうからお答えいただいたとおり、全体の収入と原価を最終的には一致させるように算定しています。その手前で、まさに今おっしゃったようなシミュレーションで、例えば、今より1段を低くする、もしくは3段を高くするというと、個別のお客様の使用はさまざまございますが、例えばたくさんお使いになる方はそれだけ高くなる、あまりお使いにならない方はそれだけ低くなるというバランスが変わってくるということでございます。

○辰巳委員

それでも総収入額は変わらないという計算にするようにするということですね。それは、何が言いたかったかということ、すみません、3段階目の料金をもしものすごく高くした場合に、需要が抑制されるとか、そういうのも計算の中に入り込むのですか。

○関西電力株式会社説明補助者

何回か前の会で前提計画のところでお話しさせていただきましたけれども、需要に関しましては今までの定着した節電というところを織り込んでおりまして、一応結論としては、料金による需要の変動を織り込むというのは今のところちょっと難しいということで、そこに関しては節電という形で織り込んでいるということでございます。

○九州電力株式会社説明補助者

料金算定、収入算定の前提となっている段別のアワーというのがございますけれども、これは既に需要想定段階で、1段目は30何%、大体3分割ぐらいになるのですけれども、1段階がやや多いんです。その使用量が電灯全体の使用量と一致するように想定しておりまして、これを3段が少し高くするから、3段が少し低くなる想定すると、全体の前提計画と電力需要関係のバランスが崩れますので、そこはちょっと織り込みながらというのは、同時並行的には難しいと。

○辰巳委員

理屈はわかりました。すみません。状況はわかったのですけれども、そうすると、この3段階の差のつけ方が適切かどうかということをごここで検討してもいいということですね。そして、結果的には、それで総収入的には変わらないということですね。わかりました。

○安念委員長

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、飯田事務局長。

○飯田オブザーバー

すぐ理解するのはなかなか大変なんですけど、算定規則の詳細を存じ上げていないので、ちょっととんちんかんな質問になるのかもしれないんですけども、12月26日のときに提出いただいた資料8-2の「前提となる人員計画」の人員の各部門ごとの説明があって、その資料の14番目のスライドに6のまとめというのがあって、各設備・部門ごとの人員の計画の表があります。例えば今年度末でいいますと、関西電力のところは、経費人員で2万1,957人、およそ2万2,000人ほどのうち、販売が6,000人ほど、それから一般管理が4,937人となっているわけですね。それで言うと、販売のところは3分の1弱ぐらいの構成を占めている。この配分で言うと、人員は配分するわけではないでしょうけれども、配分していくと、一般管理のところはそれぞれのセクションに配分されて、費用がそれぞれのところに割り振られているわけです。それで言うと、きょうご説明いただいた5番目の資料の一番真ん中で、一般管理費を配分した後のそれぞれの8分野の数字が、販売のところではいいますと、1,409億円になっている。トータルが2兆3,011億円のうち、販売に係るものが1,409億円で、これは10%以下になっているわけです。

それで、私がちょっとわからないのは、以前に申請の際に、算定規則の第1から第8により作成した書類が公表されていて、その配分の表があるんですけども、それで各部門の構成比、特に人件費のところの構成比を割り出すと、いわゆる販売費に配分されている比率が35%ほどになるんです。私は、12月26日の資料8-2のまとめの人員計画の比率に準じて配分されているのかなと思ったのですが、きょうの説明の5番目のスライドで、一般販売管理費を配分した後の販売のところは、とても3割という数字ではなくて、10%以下の配分になっているということで、必ずしも人員の比率に応じて配分されているわけではないということは結果からはわかるのですけれども、人員で言いますと、ほとんどの場合、厚生・給与費になるので、固定費性格が強いわけですが、それで言うと、なぜこの人員の人数比率と配分した後の販売の金額の構成比がなぜこんなに違うのかなと、ちょっと不思議に思うんです。わかりますか。

○安念委員長

こういうことでしょうか。人員数、頭数あるいは給料で言うと、販売費に大体3割のウェイト

になっている。ところが、この総原価を8部門に整理した販売費だと、全体の1割ぐらいいかない。販売というのは大体人間が販売しているのだから、人件費の比重と総原価の比重とはそんなに変わるはずはないのに、何で3割が1割になるのか。こういうご質問と言えいいですか。と言って、私がわかりやすくしたのか、わかりにくくしたのか、よくわからないけれども、何かコメントしていただくことはありますか。

○関西電力株式会社説明補助者

一般管理費を残りの水力から販売に分ける際に、床面積とか、人員比率とか、いろいろなコストドライバーを使って分ける部分もございまして、ABCで配分するときに、一般管理費の中でも、それぞれ各部門に関連の深いものについては、直接それぞれ各部門に直課するという方法もとっておりますので、そういった影響もございまして、必ずしも一般管理費が人員比どおりに配分されるわけではないということでございます。

○安念委員長

それはそうでしょうね。計算をやり直してみますか。

○飯田オブザーバー

申しわけございません。この5ページの資料で言いますと、配分前の水力から一般管理費の各2兆3,011億円の配分がございましてね。それで言いますと、販売費が833億円で、人員構成比で言うと、2万2,000人のうち約6,000人が販売のところに割り振られている。それでも3割弱ぐらいい配分になっているわけですけども、この一般管理費を配分する前の販売も2兆3,000億円余りのうちの833億円でしかない。これも、人員とは全く関係のない配分式になるからこうなると理解したらいいのでしょうか。

○岩根取締役副社長

一般管理費を配賦する場合には、あるルールに基づいて配賦しておりまして、一般管理費の分の人件費も含めて、人件費だけの比率ではなくて、残りに直課されている設備費の比率とか、修繕費の比率とか、そういうのも合計した、それは全部ルールで決まっておりますけれども、そのルールに従って配賦しておりますので、全部人件費の比率で配賦されているわけではないと考えております。

○安念委員長

あと、飯田さんがおっしゃったのは、2兆3,000億円のうちの販売費が833億円で、比率が小さいことですね。多分これは、当然と言えば当然で、人員の費用というのはこのうちのどのぐらいいかということだと思んです。つまり、2兆3,000億円のうちのものすごく大きな部分が、固定費といえますか、設備費なので、すべてが人件費だったらそういう人員割になるのですが、そ

うではなくて、これはもうほとんど固定費の固まりだと思います。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

ちなみに、九州電力の例で言うと、総原価のうち原子力関連の費用は、16%の比率なんですけれども、社員数で言うと10%ぐらいとなっています。従って、必ずしも人員比が部門別の原価比ではないということになります。

○安念委員長

よろしゅうございますか。本当に装置産業で、もう固定費の固まりですので、サービス業などとはその辺の費用構成が全く違うので、飯田事務局長のおっしゃるようなご疑問につながるのだらうと、私は素人なりに理解しております。

永田委員、どうぞ。

○永田委員

今の一般管理費のところでございますけれども、例えば関電さんでしたら13のところですが、金額的に3,135億円と、全体のコストからすると、どう見るかですけれども、少なくはないコストでございますけれども。それで、一般管理費の配分については、その下の14のところ、8部門で整理しますと、結果として、固有と直課の比率が94%程度を8部門に直接整理できました。

○安念委員長

スライド14ですね。

○永田委員

はい、14です。

それ以外の部分につきましては帰属・配賦ということで配分しましたということだと思いますが、ポイントは、帰属配分というのは、ある意味ではみなし計算の部分があります。帰属はまだ確からしい基準だと思いますが、配賦はほとんど仮定の数字で割り振りましたということだと理解しております、そこで関電さんについては94%、それから九電さんの資料ですとスライド9で92%ということで、この割合については直課及び固有費として整理できましたということなんですね。

東電さんの場合は96%だったんです。要は、東電さんの場合は、96%は直課で整理できました。ということは、直課・固有で整理できる比率が東電さんの場合は高かった。したがって、これをどう見るかということは、今後の資料の確認で、配賦になったものの費目別の金額と配賦の計算の過程を個別の専門委員の先生が確認して、その辺の妥当性についてチェックすることがこの配賦の真実性を担保するということになると考えておまして、その手続が必要ではないかと個人的には思います。それについて各事業者の方のお考えとかご意見をお聞かせいただければと

幸いに存じます。

以上です。

○安念委員長

これはなかなか難しいですね。どうでしょうか。

○岩根取締役副社長

特に配分に関しましては、一部事業者設定基準を届け出して実施しているものもございますので、そのこのところについては算定規則に則るよりもより合理的だと我々は考えておりますので、その辺のところは、ぜひよく聞いていただきまして、その合理性についてご判断賜ればと考えております。

○永田委員

おっしゃるとおりで、事業者判断のところの費目は、賃借料、電気事業報酬等、ほぼ数項目ですね。なので、基本的には対象範囲は少ない。それ以外の費目の中で配賦計算になっている部分があるかと思うんです。それも含めて、配賦の費目について、配賦の前提の妥当性をチェックするということがポイントではないかと思っております。そういう理解です。

○安念委員長

それは個別審査のときに実際にやりましょう。悪い言葉で言えば、一種のフィクションですから、最終的には、どこにも割り当てられませんという経費を残すわけにはいかない。最後の2%か3%は無理やりでも割り振っていかねばいけなくてやっているとやっているので、しかしそれでもむちゃくちゃやってもらっては困るからスクルーティナイズしようというのは、それはそれとおおりだと思います。

その次は、陶山さんですね。失礼しました。

○陶山委員

全然関係ない質問でもよろしいですか、今の議論と。

○安念委員長

本当に関係ないんですか。いいですよ。

○陶山委員

きょうのご説明の資料の中なんですが、最初に資源エネルギー庁のほうでご説明いただいた資料の23ページの電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令に係る基準ということなんですけれども、累積超過利潤が出た場合には変更命令・申請命令を出すのご説明を理解したわけなんですけれども、これのサイクルとか、この仕組みが具体的にはどういった形で動いていくのか。それと、一方では燃料調整費による料金の値上げのこのサイクルの見方、この比較をちょっと教え

ていただけたらと思います。実は、利用しているほうは、値段が上がるときはすぐ上がるのだけれども、下がるほうは全然下がってこないような実感を持っているものですから、こういう制度があって、本当に適宜その公平性が保たれているのかどうかということのご説明を少しいただければと思います。

○片岡電力市場整備課長

まず燃料費調整制度は、これは外生的な要因といいますか、輸入価格、各社のものではなくて、むしろ全日本で輸入価格が変わった際あるいは為替レートが変わった際に、自動的に上がったり下がったりということで毎月変動させましょうと。これは当然、本当に毎月上がったり下がったりしています。ということで、これは非常に客観的といいますか、自動的にされるものです。

今回この23条ということでつくらせていただいた制度は、原価算定期間を今回は3年と決めて、3年間で今回は原価を見積もっていますけれども、3年経過しても改定が行われないという際に、果たしてその電気料金は適正なのだろうかという疑問が出てくるわけであります。その際に、原価算定期間を越えても、例えばその翌年、4年目ですけれども、改定しなかった。そうすると、4年目の収支を見てみましょうと。それで自由化部門と規制部門の収支を見た上で、規制部門での利益が著しく大きければ、それは改定すべきだろうということで、そういう場合には認可申請命令という形で、出し直してくださいという命令を法律上できるようになっていますので、そういう場合にはそういう命令を出しましょうと。これまでは、どういう場合にその命令を出すかということは全く定量的でもなかったものですから、今回はそういう割と客観的な指針をつくりましょうということであります。

○安念委員長

よろしいですか。

○陶山委員

そうすると、燃料調整費制度については、以前にもご説明いただきましたけれども、一定の料金を決めた後の変更を調整していく制度として、毎月対応し、大きな枠組みとしては、この3年間を見て、必要があれば申請をし直しなさいという、これがそういう制度だということですか。

○片岡電力市場整備課長

そうです。3年後です。直近3年後です。

○陶山委員

わかりました。

○安念委員長

いいですか。

ではその次に辰巳委員。

○辰巳委員

今のことに関連すると思うのですが、結局、部門別収支の事後評価をすると、そういう話ですよ。21 ページに部門別収支についてやりますと書いてあって、過去に公表実績があると書かれて、一部の電力会社さんだけの名前が挙がっていますが、これは今回決まったとおっしゃっていることより前だったのでという、そういうことなのですね、きっと。だから、この一部の電力会社さんしか……。これは、この電力会社さんが余っているとか、そういうことがあって自主的になされたんですか。その辺のご説明をお願いします。

○片岡電力市場整備課長

これは制度上、この制度を入れたのは部分自由化して以降です。当然、自由化したので、規制部門と自由化部門でそれぞれ値段が違うようにされますので、その内部補填が行われていないかどうかを確認するために、こういう制度をつくったわけですが、これを公表したのは、12年度沖縄電力とかと書いてありますけれども、自由化部門が赤字になったときなんです。自由化部門が赤字になったときには公表しましょうと、それは何となれば内部補填している可能性があるからということで、従来の制度はあったわけです。去年の融資者会議でご議論いただきまして、赤字のときのみ公表ではなくて、毎年公表するべきではないかということで、毎年公表に変えたということでございます。

○安念委員長

では、八田先生、どうぞ。

○八田委員

今回伺うべきことかどうかわからないんですが、さっきの辰巳委員の質問に関連して、3段階料金格差のことなんです。例えば九電さんの資料で言えば32 ページですけれども、3段階にする場合、安念先生がおっしゃったように、全体での額は一致しなければいけない。それからもう一つは、各段階ごとの使用量というのは一応もう想定がある。とすれば、連立方程式を立てれば、その解になる各段階の料金の組み合わせに関しては、無限の選択肢があるわけですね。その中でどうして、例えば九電さんで言えば、25.37 とお決めになったのか。普通であれば、これは腰だめで決めるよりしようがないと思うんですが、何か特別な根拠があったのでしょうか。もちろん、今までより高くしているという、しなければいけないという理由もわかるんですが、その数字としてこれが、例えばピーク時における最も高い発電のコストに関連づけられているようなことがもしあるのならば、ちょっと教えていただきたい。

○安念委員長

どうぞ。

○九州電力株式会社説明補助者

当社の 32 ページの資料の下に 3 段階料金格差の制度発足当初からの推移を書いております。昭和 49 年スタート当初は 2 段と 3 段の差が 1.1 倍ということでございまして、当時は非常に石油高騰時期で、電力使用の制限などもあった時期でございます。特に夏場の使用を抑えるということで、ちょっとはつきりしませんけれども、電力の夏とその他季の格差を 1.1 倍にその当時から設定しております。だから、夏場と通常時期との格差の原価差がまず前提にあったと思っています。その後ずっと 63 年ぐらいまで、格差を少し拡大するような時期がございましたけれども、平成元年ごろから 3 段階格差を少し縮小の傾向で、全国的に料金値下げの局面で進んできたのが今までの実態でございます。

今回の電気料金改定の背景を見ますと、どうしても電源の構成が厳しい、電力の需給も厳しい、省エネルギー推進の必要性ありと、そういう背景を受けまして、今まで 3 段の格差を縮小してきた傾向を少しもとに戻そうではないかという考えがございまして、今回の 1.12 は、昭和 63 年程度の格差レベルを少し念頭に置いて、逆に従来と違って格差を広げたと。考え方としては、そういうことでございます。

○八田委員

わかりました。そういう歴史的経緯を考えるということですね。もちろん、私は内心はもっと派手に価格差をおつけになったらどうかと思っているわけです。例えば標準として、季節的に春・秋は全部を安くして、そのかわり夏は高くする必要があると思います。3 段階目は、夏に大変な高いレベルにするけれども、春・秋はそうでもないとするとかです。そういったことは法律的には可能なんですか。可能ならば、春・秋に余っているときに節約してもらうインセンティブをつける理由は全くなく、夏だけ節約してもらう必要があるので、夏の価格はもっと高くすべきじゃないかと思っています。

○九州電力株式会社説明補助者

おっしゃるように、レートの設定はどのようにもできるのですけれども、一方ではお客様への影響度合いも考えながらやらないといけないということで、今回に関しては、選択約款の中で夏場のピークを 50 円台にした、関西電力さんや東京電力さんがやられているような料金を選択制でとりあえず導入して、その効果の度合いも少し経過を見てみたいと考えております。今の規制の約款の、お客様すべてにドラスティックな料金設定をするというのは、ちょっと影響の面から考えても、一気には難しいんじゃないかなと思っています。

○八田委員

私も1点だけ言えば、まさにドラスティックにやらなければいけない。要するに、そんな悠長なことを言っていられない状況ではないかと思います。それと、お客さんにはその分、春・秋は安くしてあげましょうということで、ちゃんとつじつまが合うのではないかなと思います。

○安念委員長

松村先生、その次に青山課長にしましょうか。

今のは、要するにレートメイクは、算定規則の19条に違反さえしなければいいので、だから選択約款でなくてもできるんだらうと私も思います。だから、それは一つのチョイスとしてはある話だと思いますが。

○八田委員

できるけれども、この委員会で我々がこのレートのストラクチャーをこうしてくださいとは言えないですね。ここで言えるのは、その費用との整合性に関してですよね。

○安念委員長

いやいや、レートメイクもいいんですよ。だから、要するに我々ができるのは、法律に合致しているかどうかだから、これを春・秋ものと夏・冬もののダブルファッションにしてくださいと、それは言えないという、それだけの話です。

○八田委員

言えない。そういうことですね。はい、わかりました。

○安念委員長

では、松村先生、すみません、どうも。

○松村委員

まず3段階料金のところですよ。これは基本的には事業者の判断で、著しくおかしくないかどうかをこの委員会で確認するのだと思います。私は、今回は誠実なものが出てきたと考えています。一番まずい状況は、3段階料金の3段階目を非常に高くして、需要想定を意図的に過小にして、実績が想定を大きく超えると、3段階目のところで増収が大きくなり、不当に利益を増やすことになります。そういう料金の提案だとすごくまずいので、そういうことはこの委員会でちゃんとチェックしなければいけない。しかし需要想定については、他の方もご指摘になったとおり、むしろもう少し節電できるのではないかとかといった意見まで出てくるぐらいで、非現実的に低い値にして帳尻を合わせるということは決して行ってないと思います。過小想定と疑われない形で需要想定が出てきていることを考慮すれば、裁量の範囲内で、誠実な料金のつけ方ではないか、説明可能な水準ではないかと私は思っております。

それから2点目、これはこの委員会で言うことではないかもしれませんが、九州電力と関西電

力では標準的な契約のつくり方が少し違う。いろいろなやり方があるというのはわかりました。歴史的な経緯があって、すぐには変えられないというのもわかります。しかし、これからスマートメータが普及していくということを考えれば、料金体系はいろいろ変えられるわけです。歴史的な経緯があっても、それを合理的な体系に変えようと思えば変えられるようになってくるはずで、スマートメータが普及してくる前に準備しておいて、本当にこの料金体系がいいのか、アンペア契約の形のほうが合理的なのか、関西電力のような考え方が合理的なのかということをしつかり考えて、関西電力が、歴史的な経緯とかではなくて、こちらのほうが合理的なのだ、本当にそう考えるのなら、継続されるのもいいと思いますが、そうでなければしがらみにとらわれず変更すべきです。機器の統一などという局面でも、契約が違うからうまく統一できないと一般電気事業者は安易に言いますが、日本全体の効率性の観点から見ても決してよくないと思います。スマートメータが普及する前に、今から本当にこの料金体系で今後もいいのかという問題をぜひ考えていただきたい。

それから、3点目です。これもこの委員会の問題ではないかもしれませんが、先ほど八田先生がご指摘になった、夏高くして春・秋下げるといったことも検討すべきではないかと言う点です。そのほうが効率的になるのだったら検討すべしということは、この委員会のミッションではないとは思わない。もしそのほうがコストを下げられるなら、下げられた費用をベースに料金を算定すべきです。したがって、疑いもなくこの委員会のミッションに入っていると思います。ただ、私はメータの限界もある、だから今回両電力ともそうしなかったと思います。電子式のメータ、時間帯別にはかれるメータ、4値メータなり2値メータなりをつければ別ですけれども、そうでないときには、例えば6月30日まではこの料金で、7月1日から高くするとやると、6月30日までにきちんと切って一旦検針する、全部一斉に検針しなければならなくなる。円盤型のメータがあるところでそれを一挙にやろうとすると、相当なコストがかかる。1日や2日や3日や1週間ぐらいはずれたっていいじゃないかとかというのは、公正の観点から見て、電力会社のメンタリティーから見て許容できないというのは決しておかしいことではないと思うので、やろうと思えばやれると思いますが、メータの制約で極めて難しいのだと思います。したがって、これもスマートメータが普及してくれば自然体でできるようになるわけですから、そのタイミングで今よりはるかにきめの細かい料金体系を標準とすることをぜひとも考えていただきたい。

最後に、関西電力が出した資料の54ページ目あたりです。この前のところで、お客様にちゃんと周知徹底していきますといったことが出されています。この点をぜひぜひお願いします。領収書とかを送っていく段階でチラシとかを配って周知徹底するとか、あるいはそのときに節電のアイデアを送っていくとかということは、ぜひやっていただきたいことだと思います。それをホー

ムページでやって、Q&Aなどを充実させて、疑問を解消するという努力もしてください。

ただ、その後、54から怪しげなものが出てきていて、本来今回のことと何の関係もないと思うのですが、何でこれが出てきたのかという、恐らく普及開発費というところが合理的ですということのアピールしたいというので筆が滑ったのだと思います。もちろんこの程度のことは一生懸命やっていただきたい。関電が今回出されているような普及開発費はこんなレベルのことではなくて、やれマスコミのCMだとかというものは大量に高コストで入っているわけですが、私はとてもこんな資料では納得しかねますので、これで説得できたと思われると困ります。

その後の料金のところでは、例えばオール電化割引は、経過措置が必要だから平成27年3月末日までは新規を受け付けますということですね。経過期間が必要だというのはわからなくはないのですが、その間ずっとある意味で増電力につながりかねない割引プランを維持するような事業者が、節電の願いでどれくらい説得力のある広告ができるのか、本当にそのような広告をするのに最も効率的な主体なのか、疑問を持たざるを得ません。私は少なくとも、この54、55あたりで、膨大な普及開発費が正当化できるとは到底思えないというコメントだけ一言言わせていただきます。

以上です。

○安念委員長

普及開発費はまた議論しましょうね。どっちみち、個別審査のときもそうだし、それから全体でもそういたしましょう。それから、経過期間は当然議論の対象になってしかるべきものと私も考えております。

その次は青山課長で、その次に南委員としましょうか。ではお願いします。

○青山オブザーバー

3段階料金について質問がまずありまして、第1段階・第2段階・第3段階と、第1段階のみが適用されている需要家というのは一定程度存在しているということだと思っておりますが、それぞれどれくらいの数になるのかというのは、もしかしたら過去の資料があったかもしれないんですが、後ほどでも教えていただければありがたいと思います。

それと、少し意見的に言いますと、ナショナルミニマムということは十分理解しますし、また、松村先生も今言われたとおり、恐らく総合的に合理的なものだとは思うんですけども、規制料金の中で事業をしている、商売をしているという需要家もあるわけですし、そこはぜひたくをしっているわけではなくて、むしろ弱い立場の事業者とも言えます。そういう観点もあるということをおっしゃっていただけます。

○安念委員長

1段だけの料金の需要家がどれだけ、1プラス2がどれだけという資料があるかと、前段はそういうことですね。

○青山オブザーバー

そうです。それと、仮にその原則で基本料金をつけたとしたらどうなるかというのも教えていただければと思います。

○九州電力株式会社説明補助者

九州の実績で言うと、全体の2割ぐらいが第1段のみの適用のお客様です。実績的にはそういうことになります。

○青山オブザーバー

2段、3段は、

○安念委員長

それはまた出していただきましょう。よろしくお願いします。

それから後段のほうは、例えばコンビニなどはものすごく電力を使うわけだけれども、規制料金の範囲内。そういう人もいるんだぞということですね。よくわかりました。

では、南先生。お待たせしました。

○南委員

松村先生の質問とちょっと関係するんですけども、エネ調さんが整理している資料3の13ページの選択約款の比較表のようなものをベースにちょっと質問させていただきます。質問というか、本当にわからないので、疑問をぶつけさせていただきます。

まず、関電さんのはぴeタイムの概要のところの2段目に、平成27年4月1日以降は新規加入を停止しますとありますが、1つ目の質問は、経過措置にこれぐらいの期間が必要だと考えた理由がわかりませんので教えてくださいということです。2つ目は、これもちょっと私には知識がないので教えていただきたいのですけれども、新規加入を停止するということは、制度自体は存続するということだと思いますが、その是非についてはどのようにお考えでしょうか。これが関電さんに対する質問です。

2つ目は、九電さんも同様で、平成26年4月以降、さすがに平成25年というわけにはいかないというのは十分理解していますけれども、この第2深夜電力や一番下の欄の季時別電灯等々の新規加入の停止について平成26年4月1日以降にした理由について教えていただきたいのと、加えて、新規加入を停止するということは、必要性について若干疑問があるということかと思いますが、その制度そのものの存続の是非についてどのようにお考えなのかという点について教えていただきたい。これが私の質問です。

○安念委員長

経過期間がそれだけ必要かということは、制度を残すんだとすれば、多分、両電力、基本的には同じご質問だと思いますので、まず関電さんから。

○関西電力株式会社説明補助者

まず2年ということなのですからけれども、基本的には、今オール電化を導入しようと思って、例えば家を建てている、それからマンションを建設しようとしているという方もございます。そういう意味で周知期間ということも含めて、2年間の経過期間をとったということでございます。

それから、制度を存続するということに関しましては、少なくとも今の段階では、これもまたすぐにやめてしまう影響というところもありますので、一旦は継続するというところでございます。この先どうするかというのは、引き続き検討ということでございます。

○安念委員長

九電さんはいかがですか。

○九州電力株式会社説明補助者

九州の場合は、特に5時間型ですけれども、これはおっしゃるとおり、この4月から即というのはちょっと難しゅうございますので、周知期間を考慮したというのが一つと、もともと今は製造・販売はほとんどなされておられません、既にお持ちのお客様、このメニューを前提にして既に所有されているお客様がある限りは、附則として残しますが、この料金適用を即廃止するというのは難しいかなと思っております。

○安念委員長

どうですか。余りよくないけれども、いいだろうと。

○南委員

とりあえず、わかりました。

○安念委員長

東電の場合は5時間通電はさっさとやめてしまったので、割にそれとの差があることは確かです。

では、陶山理事の次に永田委員としましょう。お願いします。

○陶山オブザーバー

料金メニューのことなんですけれども、今、青山さんのご発言を聞くと、ちょっと考えるところもあるんですが、今3段階でやられているんですが、これはもうちょっとたくさんメニューを出すことというのは難しいんでしょうか。管理とか、ほかのコストがかかり過ぎることなのか。例えば、もう少し細かく段階を切って、インセンティブが働くようにするといった料金

のメニューの出し方というのではないかと。それは余りにも複雑にし過ぎると、ちょっと難しいということもあるかもしれないんですけども、もっと需要を抑制できるような、私もそこはドラスティックにできるメニューというのはいけないのだろうかと思ひまして、3種類だけなんだろうかとということでお聞きしたいんですが。

○安念委員長

なるほど。何かお考えはありますか。

○関西電力株式会社説明補助者

3段階料金というか、いわゆる段階別料金に関しましては、今3段階ということで、一番最初のご質問にもありましたとおり、どれぐらい影響が出てくるかということもございますので、今回はこの格差を拡大することにしたということです。

それとは別に、先ほどの松村先生のご意見にもあったように、スマートメーターなどが普及してくれば、もう少し時間を区切るとか、そういったメニューというのは、これはこれで引き続き考えていくということだと思います。

○九州電力株式会社説明補助者

今の約款は電力量3段を採用しておりますけれども、そのほかに先ほど言いましたように、選択約款として、今回新たに夏場のピーク時間を非常に高くした料金を用意しております。それから、既にあります加入条件を廃止するという季節別の時間帯別電灯、これは3段階ではなくて、デイトムとかりビングタイムとか、そういう電力量料金体系になっております。選択約款と言いますが、皆さんがお入りになれるメニューでございますので、3段階だけをメインとして今我々がいろいろコンサルをしているということではないことはご理解いただきたいと思ひます。

○安念委員長

それでは、永田委員にご発言いただいて、次に移りましょうか。

○永田委員

事後評価のところでもよろしいですか。

○安念委員長

もちろん、いいです。

○永田委員

資料3の22ページに事後評価をまとめていただいております。そもそも事後評価をすることの目的を再度確認したいんですけども、私自身は2つの点で重要だと思ひています。1番目は、今回値上げすることの事後的な説明責任を事業者がどう持つかということです。要は、過去にお

ける事業者の料金の妥当性に関する説明というのは、過去の事例を見てみますと、内容が非常にさっぱりしているのです。ある意味では何を言っているのかよくわからないような内容だったと記憶しています。それからもう一つは、説明項目も各事業者でばらばらだったと理解しております。また、中身の深度についてはかなりばらつきがあって、消費者から見たら、その料金の妥当性が正しいかどうかを判断するに資するものではなかったと個人的には思っています。したがって、ディスクロージャーの説明責任を果たすだけの内容をどう担保するかへの答えは、事業者側で今回の値上げに関しては一定程度以上の説明責任は果たしていただかなければいけないだろうと考えます。一方で、事業者側の説明項目に対して、エネ庁さんが監督する立場で何らかの表示項目・開示項目の基準について一定の方向性を個別に指導されるか否かをご検討いただきたいということでございます。

それから、事後評価の目的の2番目ですけれども、例えば今回決めたコストドライバー等の算定基準、算定式の根拠、前提、あるいは金額的に違った、コストアップした、コストダウンした、結果についてはいろいろ原因があると思いますけれども、トータルとして下がりました、上がりましたと結果が出ます。そうすると、個別の項目で上がったもの、もしくは下がったものが出てきます。下がったものだったら、我々にとってはハッピーなわけです。しかしながら、その下がった原因が事業者の努力によるものでなくて、外的要因によって結果として下がりましたというのは、基本的には排除して考えるべきだと考えます。ただし、事業者の努力によって下がった場合については、それに対するインセンティブを何らかの形で、例えば次回の料金改定であったり、そういったタイミングで付与するというのも一つの考え方としてあるべきだと思うんです。したがって、今、私も有識者会議に出たときにコメントしたことが、必ずしもこのルールの中に、エネ庁さんの適用ルールの中には入っていないと理解しているんですけれども、さはさりながら、何らかの事後評価のやり方について、今後きちんとルールを決めて、やり方も決めてやらなくてはならないと思っています。

例えば、具体的に、今、震災復興のいろいろな予算を基に工事が発注されています。その発注の透明性とか客観性、妥当性を担保する仕組みとして、例えばオープンブック方式とか、そういう入札のやり方を導入されたりしているケースもあります。これは、例えば女川の復興に際して、ゼネコンさんへの発注の透明性・妥当性を担保とする方法として、オープンブック方式できちんと検証するような仕組みが導入されたりしております。そういったものを含めてあらゆる検証の仕方を研究した上で、この辺の事後評価のやり方をもう少し突っ込んで考えていかないと、消費者としては、今ここでは議論しているけれども、値上げがあって、その後はどうなったかというのは多分雲散霧消してしまうという可能性が非常に高いのではないかと考えておりますので、そ

のあたりについてご検討いただければと思います。

○安念委員長

ご検討なさいますか。

○片岡電力市場整備課長

有識者会議でもおっしゃっていただいていますし、前回東電のときの消費者庁との協議の場でも言われていますし、今回ご議論いただく中でいろいろなコミットメントも出てくるでしょうから、それをどう見ていくかというのは、ぜひ検討していきたいと思います。他方で、おっしゃったとおり、インセンティブとの関係といいますか、決めたからには絶対その費用は使わなくてはならないとなっても、それはどうかという気がしますので、そのあたりのバランスも考えながら、ぜひこの場でもまたご議論いただければと思いますし、考えていきたいと思います。

○安念委員長

ありがとうございました。

では、次に移りますが、すみません、オープンブック方式とは何ですか。お恥ずかしいんですけども、教えてください。

○永田委員

今、震災復興で、例えばいろいろな設備とか施設とかインフラをつくるというときに、どうしてもその発注のプロセスが不透明であるとか、その金額の発注額が正しいかどうか分かりにくくなります。それで、例えばその発注プロセスの手続が妥当かということ、事前に手続を決めて、例えば三者見積もりをとるとか、発注のやり方が透明かどうかということでそのプロセスを外部がチェックするとか、そういったやり方が今ありまして、そういうことも含めて、検証方法を、だれがどういう手続でやるのかということを決める必要があるのではないかとことです。

○安念委員長

ご教授いただいてありがとうございました。確かに、検証するプロセスがないと意味がないですから、出しっ放しにしても。ありがとうございました。

3. 電気料金審査専門委員会における指摘事項について

○安念委員長

それでは、第2の点に移りましょうか。過去の指摘事項についての議論でございます。

まず事務局から委員会が出された指摘事項についてご説明いただきまして、その後、両電力さんからそれぞれご説明をいただきたいと存じます。

○片岡電力市場整備課長

資料6でございます。最初にありましたとおり、今回はちょっと時間の関係でこの費目に限定しております。また、事務局のほうで整理しておりますけれども、これ以外のことも言っていた、あるいは趣旨がちよっと違うということがあれば、またご指摘いただければと思います。

前提計画につきましては、1番ですけれども、2008年度以降の設備利用率、申請期間の字が違っていますが、申請期間の設備利用率試算をプラントごとに明らかにしていただきたいというご質問。

2番ですけれども、真ん中あたり、年間を通じて1時間単位に燃料種別・発電所ごとに、使用燃料価格/kWの単価と稼働状況の情報提供を期待したいというご意見。

3番ですけれども、各従量の現行のモデルケースで、1日の電気使用カーブを教えてください。

4番で、40%を夜間時間帯に移して使用するには、どういうことをやればそうなるのかを教えてくださいというご意見でございます。

燃料費につきましては、核燃料減損修正損というのが出てきますけれども、その内容を教えてください。

それから、購入・販売電力料ですけれども、原燃、原電の人件費・役員報酬等がどうなっているか。

それから7番ですけれども、卸電気事業者と卸供給事業者において、単価増加率が大幅に異なる理由について教えてくださいというご意見。

それから、8番以降はバックエンドですけれども、8番は再掲で、原燃、原電のことですね。

9番、再処理等引当額ですけれども、過年度にならないと取り崩し額が特定できない仕組みについて教えてください。

10番ですけれども、バックエンド費用の現行の費用積み立ての考え方と費用積み立ての体系図、現在までの累積の金額等について明らかにされたいということ。

11番ですけれども、原燃輸送の固定料金の総額・累計額と各電力会社の分担額。

それから12番ですけれども、解体費の総見積額につきまして、これ以上に解体費が増加することはないと言えるのかどうかということをお願いいたします。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、ご回答ということで、岩根副社長からお願い申し上げます。

○岩根取締役副社長

それでは資料7-1でございます。

まず前提計画からご説明させていただきます。3ページ、原子力・火力発電所の設備利用率でございます。原子力発電・火力発電所の平成20年度以降及び原価算定期間の設備利用率について記載いたしておりますので、ご確認ください。

4ページです。実際の運用実績と理論的なメリットオーダーの差異について、少し技術的な話となりますが、ある1日、これは平成23年8月1日の需給運用を例にとりてご説明させていただきます。左側の図が、平成23年8月1日の時間別の発電実績を記載したものでございます。このうちメリットオーダーの対象となる火力の部分をわかりやすく抜き出しましたのが、真ん中の図でございます。一方で右側に、最も経済的に運用ができた場合の理論的なメリットオーダーを記載しております。この2つを比較いたしますと、実運用におきましては、各時間におきまして、下のほうの安い電源の発電を抑制し、理論的には不要と考えられる、例えば石油のような高い電源の発電を行っていることが見てとれます。この検証方法と理由につきまして、次ページ以降で具体的に説明いたします。

5ページでございます。まず右側の2本の棒グラフをごらんください。右の端が理論モデルでの供給力の最大値でございますが、実際の日々の運用におきましては、発電機のトラブルなどによりまして、停止が継続しているようなことがございます。それを考慮したのが、この日の理論モデルのメリットオーダーで、右側の左側にかいているモデルでございます。

この日の例で申しますと、同じLNG基地の燃料を消費する他社のLNGと自社のLNG-Dの3台中の1台のトラブルにより、停止が継続した状況となっております。そのためこの基地の燃料消費が想定どおり進まず、メリットオーダーの運用では、貯液レベルが燃料タンクの上限を超えるおそれがありまして、この基地の燃料を使用するLNG-Dを優先稼働し、燃料消費を進める必要があったわけでございます。

真ん中の図に午前5時の運用例を記載しております。左側が実績で、右側が理論モデルになります。左側の実績で、LNG-Dの出力がLNG消費のため理論モデルよりも増加し、安価なLNG-Bの出力を抑制するような運用になっております。このような比較を24時間分を行った結果が、次ページでございます。

この図は、理論モデルの場合を中心線として、時間ごとに、モデルよりも高い発電を行ったものを上向きに、モデルよりも安い発電を抑制したものを下向きに、制約要因ごとに記載したものです。

制約要因を右側に書いてございます。1つ目の燃料運用の制約は、先ほどご説明させていただいたものでございます。2つ目の設備に起因する制約は、例えば③・④・⑤に記載してあります

とおり、安価な石炭火力も、設備の機能維持のために、運転中に出力を抑制して点検する必要があります。3つ目の電気の品質維持に係る制約は、短期間での需要の変動や朝の需要の急増などに対する需給調整のために、多くのユニットを部分出力で運転しているものなのでございます。このような制約を考慮することは、電力の需給運用には必要なものと考えておりますが、電力取引市場をさらに活用していくことや、中長期的には発電機をリプレースすることや、燃料タンクの増設を含めて、制約要因の解消に向けて努力してまいりたいと考えてございます。

7ページから8ページ、効率的な電気のご使用方法でございます。お客様の電気のご使用量やご使用形態は、生活スタイルなどによりさまざまであり、1日の電気使用カーブの典型的なモデルをお示しすることは困難ですが、仮に月間300kWhのご使用の場合で夜間率30%を基準に、効率的な電気のご使用に取り組んでいただいた場合の一例をお示ししております。

例えば、エアコンやテレビのご使用方法の工夫で、昼間時間のご使用を控えていただくことや、タイマー機能等の活用で夜間時間へ電気のご使用をシフトいただくことで、夜間率を高めていただくことができます。これによる料金のメリットもお示ししておりますので、ご確認ください。

なお、今回は一例をお示ししておりますが、8ページに、お客様自身のご使用方法に基づき、省エネ効果や電気料金のシミュレーションをいただけるサイトを当社ホームページにご用意しておりますので、ご活用ください。

続きまして、燃料費のうちの核燃料費でございます。10ページに核燃料減損修正損について記載しております。減損修正損とは、核燃料を廃棄する際に残存している帳簿価額のことでございます。運転期間の変更などにより、実績燃焼度が設計総燃焼度を下回る場合、発生いたします。

続きまして、購入・販売電力料ですが、12ページ、日本原燃、日本原子力発電の人員費・役員報酬等の水準です。役員報酬・給料手当について、一人当たりの金額は、記載のとおりとなっております。

なお、日本原子力発電の購入電力料の原価算定に当たりましては、固定費の削減に加え、人員費・修繕費・諸経費などについて、さらなるコスト削減を織り込んでおります。

13ページ、購入電力料（卸電気・卸供給）の受電単価でございます。卸電気事業者につきましては、電源開発分は燃料単価の上昇でございます。日本原電分は、受電電力量をゼロとして見込んでいるものの、共同開発に近い原子力発電所であり、早期の再稼働を期待していることから、現行の受給契約に基づいた固定費を原価算入していることもあり、上昇しております。

卸供給事業者につきましては、燃料価格の上昇に伴うIPPからの受電単価の増加要因があるものの、共同火力で発電所をリプレースしており、それによる熱効率の向上や重油から副生ガスへの燃種転換もありまして、受電単価は前回とおおむね同水準となっております。

最後にバックエンド費用でございます。15 ページ、使用済燃料再処理等既発電費です。これは、平成 17 年の使用済燃料再処理等引当金の制度変更に伴いまして、旧制度で引き当てておりました金額を公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターへ拠出することになりましたが、その分割積立期間が平成 23 年度までで終わることになります。中ほどに網掛けで記載の平成 23 年度の 850 億円と 65 億円がなくなり、当期引当金は 1,123 億円から 207 億円に減少しております。

16 ページから 19 ページで、バックエンド関係の制度概要について記載しております。バックエンド費用の各種制度を説明しておりますが、時間の制約がありますので、説明は割愛させていただきます。

20 ページ、原子力発電施設解体費の引当金総見積額です。原子力発電所の廃止措置に必要な費用は、省令に基づき、総見積額について経済産業大臣の承認を受け、発電実績に基づき原子力発電施設解体費として毎年度、適切に積み立てを行っております。

21 ページ、六ヶ所再処理工場への使用済燃料輸送費の固定料金ですが、原燃輸送株式会社との契約となります。固定料金は電力各社の輸送量をもとに分担しております。

固定料金でございます。共通料金 I、輸送船に係る費用等につきまして、平成 20 年度から 23 年度までの実績を記載しておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、坂口常務。

○坂口取締役常務執行役員・経営企画本部長

それでは続きまして、九州電力からご説明させていただきます。資料 7-2 でございます。

まず、前提計画に関するご質問についてご説明します。火力発電所、原子力発電所の設備利用率について 1 ページに記載しております。石炭火力は、火力発電設備のうち、燃料単価が最も安価であるため、ベース電源として最大限活用することとしております。また、LNG火力・石油火力については、今回の原価算定期間においては、原子力 4 基再稼働を前提に、最経済となる運用計画としております。

メリットオーダーを踏まえた日々の需給状況について 2 ページをごらんください。当社は、品質の高い電力を安定して供給するため、時々刻々と変動する電力需要に対し、メリットオーダーに基づき、発電設備を適切に組み合わせた需給運用を行うこととしております。しかしながら、日々の運用においては、電力需要は予測どおりにならないこと、発電設備の技術的制約やトラブル、さらには燃料消費面などさまざまな制約があり、一時的には実績値が理論値と乖離する場合

があります。

1日の需給運用のイメージを平成23年度の最大電力が発生しました平成23年9月1日の実績を例にしてあらわしたものが、下のグラフでございます。吹き出しの中に実運用における制約を記載しております。

3ページは、同じく平成23年9月1日のメリットオーダーの対象となる自社火力の発電状況の例を記載しております。電力需要が減少する夜間帯においては、石炭火力はフル出力、LNG火力で需給調整、石油火力は運転停止というのがメリットオーダーの理想でございますが、設備上の制約や発電機トラブルに起因する燃料タンクの運用制約などにより、一時的に理想運転から乖離しました。当社は今後も、電力需要想定精度向上、貯蔵可能量を踏まえた燃料の適切な調達・消費、電力取引市場の積極的な活用などにより、メリットオーダーの理論値どおりの運用に近づけるよう、引き続き努めていきたいと考えております。

続きまして、燃料費の関係でございます。核燃料減損修正損については、先ほど関西電力さんから説明がありましたので、割愛させていただきます。

続きまして、バックエンド費用に関する点で、日本原燃の人件費・役員報酬の水準は、5ページ記載のとおりでございます。

それから、6ページに原子力バックエンド費用積立金制度の概要を書いております。これも記載のとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

4つのそれぞれについて、7ページ以降に記載しております。まず7ページ、使用済燃料再処理等積立金制度でございますが、平成17年度から積み立てを始めております。当社の実績は表に記載のとおりでございます。

8ページに、使用済燃料再処理等準備引当金制度の概要を記載しております。平成18年度から引き当てを始めております。なお、この引当金は企業会計上のみの措置であり、六ヶ所工場以降の具体的な再処理計画が固まっていないことから、料金原価への算入は適当でないと整理されておりまして、原価には算入しておりません。当社の累計引当額は表に記載のとおりでございます。

9ページでございます。特定放射性廃棄物処分に関する拠出金制度は、高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る費用を処分の実施主体である原子力発電環境整備機構に拠出するものであり、平成12年度から拠出を始めております。当社の実績は、表に記載のとおりでございます。

10ページ、原子力発電施設解体費でございます。これは、昭和63年度から引き当てを始めております。平成23年度末までの当社の累計引当額及び原価算定期間の最後である平成27年度末の想定額については、表に記載のとおりでございます。

11ページ、使用済燃料輸送費の固定料金についてでございます。これも先ほど関西電力さんか

らご説明がありましたので、割愛させていただきまして、当社の実績は表に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

では、松村先生からどうぞ。

○松村委員

両電力に質問というよりは事務局に質問です。私はこの委員会で、原燃、原電、それから電中研については、仮に直営でやっていたとすれば、厳しい査定が入ったはずだから、電力並みに詳しい情報を要求して調べることが必要ではないかと指摘しつづけています。任意の提出という格好になるので、出さないとしてもそれ以上追及はできないかもしれないけれども、要求すべきと言い、受け入れていただいたと思ったのですが、まずそれは要求したのでしょうか。それから、実際に何かデータが出てきたのでしょうか。

今回の関電、九電の回答の中にも少し説明は出てきていますが、問題外に不十分です。仮に関電、九電の人件費の説明としてあの程度の情報だけ出てきて審査しろと言われたら、きっと怒り狂うと思うのですけれども、この程度の情報しか出てきていないのか、事務局にはちゃんと提出されているが、まだ見せていないだけなのかをまず教えてください。

○片岡電力市場整備課長

まさにこれしかないです。今の段階ではということで、ちょっと留保させていただきます。

○松村委員

これは公聴会の前の最後の委員会です。したがって、その3機関は公聴会の前にちゃんと出そうという気がなかったということです。出さなかったという事実は、きちんと明記すべきだと思います。この後に出てきたとして、それが非常に詳細なもので、これだけ詳細なものだったので公聴会前には間に合わなかったとみなが納得するようなものが出てくれば意見は変わるかもしれませんが、ここまで強く言われても、自分たちの人件費なりが正当であると証明するという機会を生かそうという気が全くなかったということは、ちゃんと記録にとどめるべきです。今回ご説明いただいたものでは、ないよりはましですが、到底納得しかねます。原電のこの人件費も、ひょっとしたら、学歴、年齢等を補正すれば、正当な値ということになるのかもしれないのですけれども、そういうことを全く説明していないわけです。電中研のものでも、九電の参考資料で一応公開資料は出てきて、言いわけのように博士号の取得者がこんなにいると書いてありますけれども、それについてもこう補正したら正当ですなどといったことを言う機会があったのに言わな

かったということ、あるいはこれからやるのだとしても、公聴会前のタイミングで出そうということをしなかったと事実上、ここで確認すべきだと思います。

2点目。これもこの委員会の途中で私が質問したと思うのですが、社長OB・会長OBのような者に報酬を払っている、あるいはスペースを提供している、秘書を割り当てているといったことがあったとしたら、一覧に見せてくださいと。原価に算入しているものがあれば、一覧でお願いしますということをお願いして、もし入っていなければ、そう一言言っていただければ結構ですと言ったのですが、そのときには、雑給の中に入っていることを言われ、それからオフィスのことについては一切お答えいただけていないので、この一覧が公聴会前の段階までに出てくるものだとずっと思い込んでいたのですが、もし私が見落としていたのなら、どの資料を見よとご指摘ください。もし出ていないとするならば、それはどうなっているのか、公聴会前に公表する気はなかったのでしょうか。教えてください。

○片岡電力市場整備課長

まず、人件費の原電、原燃については、とりあえずお願いして現段階でもらったものなので、おっしゃるようにそれをどのようにそろえていくか、それはこれからの話だと思います。

それから、2点目以降の電中研と先ほどの雑給等の件につきましては、これはすみません、議事運営上の問題かもしれませんが、今回提出をお願いしているのは、ここに書いてある費目について、時間的な制約もあって、前段ということで出してもらっています。したがって、冒頭ちょっと申し上げたかもしれませんが、今回出してもらった費目は前提計画・燃料費・購入電力料・バックエンドでございまして、それ以降の例えば人件費とか、その他経費についてのこれまでのご指摘については、今回はちょっと間に合わなかったことであり、次回以降で出したいと思います。公聴会前にできなかったのは、大変申し訳ないこととございました。

○安念委員長

すみません、それは私の責任でもありますので、今のご指摘は強くテークノートいたします。

ほか、いかがでしょうか。

○飯田オブザーバー

関西電力さんに一つだけ質問があります。一番最初のスライド、3ページの利用率のことなんですが、特に火力のところの数字の見方なんですが、フル稼働しても100%の利用率にはならないということになるのでしょうか。また、それぞれ数字があるのですが、例えば定期点検を想定すると、稼働率はおおむね60%ぐらいに下がるとか、定期点検がなくて1年間フル稼働すると90%ぐらいになるという、おおよそそういうものなのかという、その辺がこの数字だけではちょっとわからないんです。そこを教えていただければと思います。

○関西電力株式会社説明補助者

設備利用率は、そういったご指摘の定期点検とかを考慮しますので、小さな作業も含めて、必ず何かあることが多いので、100%になることは設備利用率という意味では実績としてはないと思っております。先日、運転中利用率のメリットオーダーのグラフを出させていただきましたけれども、あれは定期点検を除いておりますので、原価算定期間の石炭火力とか、そういったところがほとんど100%に近い利用率になっているかと思っておりますので、そういう違いでございます。

○飯田オブザーバー

すみません、もうちょっと教えてほしいんですけども、おおむね1年間で見た場合に、定期点検が入ると大体どれぐらいの利用率になって、定期点検がなくて事故なく運転されたときにはおおむねどれぐらいの利用率と想定されるのでしょうか。

○関西電力株式会社説明補助者

定期点検の長さ、その附帯工事といったものによって期間が一概に何日とはちょっと言えないものですから、今のこの場で定期点検があるとしたらどれぐらいというのはちょっと申し上げられないんですけども、もし運転中利用率という意味で定期点検を除いた場合は、ベース電源とか原子力もそうなんですけれども、実績の事故率といったものを考慮した形で、95%とか96%といった利用率をつけるように計画はしております。

○安念委員長

ほか、いかがでございますか。

○河野オブザーバー

私の質問に答えていただいてありがとうございました。特に関電さんのほうは、調べればというか、公表していただければ、こういう資料が出てくるんだなということを確認させていただいて、しかもその理由が、確かに理論値どおりには実際はいかないということが、今回出していただいた資料で、わからないなりに私も理解できたと思っております。

最初の議論に立ち戻りますけれども、今、円安になったり、いろいろ社会状況が厳しいですよ。もうすぐ消費税も上がりますし、私たちの一般の家庭では非常に厳しいですし、さらにメーカーさんのところでも、この間のさまざまな経済的な要因をどうやって吸収して、消費者に価格転嫁されるかもしれませんけれども、そのあたりを非常に皆さん、効率化というか、努力されているわけですね。そのことをこの電気料金値上げでも、ぜひ私たちに見せてください。何がどうなっているか、透明性があり、そしてきちんと情報開示をしていただければ、私たちも理解できると思います。一つ、きょう出していただいた資料は、そういった意味で非常に納得につながるも

のだなと感じましたので、今後もぜひ、どこまで努力されているかというところを理解できる形で示していただければと思います。

○安念委員長

そのとおりですね。

あとはよろしゅうございますか。それでは、時間も時間ですが、大体定時に終わったことがない。きょうぐらいは大体定時に終わりますでしょうか。

どうもありがとうございました。ほぼ定時に終わることができたように思います。今回整理し切れなかった問題、あるいは前回以前からの積み残しについては、また次回以降、両電力さんにご説明をいただこうと思います。

さて、今回の委員会をもちまして、前提計画、個別の原価、レートメイクに至るまで一通り議論を行うことができました。現在、各委員において個別の分野ごとに査定方針案のたたき台を検討していただいておりますが、引き続き検討を進めていただきたいと思います。

特に、非常に細かい点についてはこの平場で議論することはできませんが、例えばの話、需要想定はどうであろうとか、それから人件費の補正等についてどう考えるとか、燃料費の先行き、交渉の頑張りをするとか、さらに前回話題になりました法人税等の扱いをどうするかといった理論的にも実際的にも重要な問題については、少なくとも基本的な考え方は当委員会のこの全体会議の場で確認しながらやりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に事務局からご連絡いただきます。

○片岡電力市場整備課長

次回の日程ですけれども、2月6日に開催いたします。詳細はホームページでご連絡いたします。

4. 閉会

○安念委員長

では、第16回の会議はこれで終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —